

下郷町公立保育所

入所ご案内

《令和8年度》



下郷町役場 健康福祉課 福祉係

下郷町大字塩生字大石1000

電話 (0241) 69-1199



はじめに・・・

保育所は、保育が必要な乳幼児を保育することを目的とする児童福祉施設です。

保育所は、乳幼児が生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごすところでもあります。保育所における保育の基本は、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもだけでなく、保護者を始めとした地域の子育て家庭に対する支援等も行い、子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、健全な心身の発達を図るところです。そのために、養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成するところに、保育所における保育の特性があります。

はじめは、集団生活になじめず不安になることも多いと思いますが、子どもたちが現在をもっとも良く生き、望ましい未来をつくり出す基礎を培うために、皆さまと保育所がしっかりと手を携えて、一步一步前進してまいりたいと考えております。

どうぞ、皆さま方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。





～ 目 次 ～

	ページ
1 保育理念等	1
2 年間行事	1
3 保育時間	2
4 保育所の1日	2
5 給食について	3
6 保育所の概要（しもごう保育所）	4
7 保育所の概要（湯野上保育所）	5
8 入所基準	6
9 保育所徴収金基準額表	7



下郷町公立保育所

保 育 理 念

子ども一人ひとりを大切に、保護者からも信頼され
地域に愛される保育所をめざす。

保育方針＜心と体づくり＞

- * 集団生活を通し基本的生活習慣の体得を図る。
- * 伸び伸びとした生活の中で、健康と活力に満ちた心を育てる。
- * いろいろな経験活動を通して創造性と表現力を養い豊かな心を育てる。

《 保 育 目 標 》

- * 思いやりのある子ども
- * がまん強い子ども
- * がんばる子ども
- * みんなと仲良く遊べる子ども

《 年 間 行 事 》



入所式
保育参観
交通安全教室
お誕生会
園外保育
内科・歯科検診
火災予防教室



プール開き
七夕まつり
お誕生会
園外保育

楽しい体験活動が盛りだくさん！



運動会
りんご園遠足
交通安全教室
人形劇観劇
勤労感謝の日
お誕生会
内科検診
年長児思い出遠足



火災予防教室
生活発表会
クリスマス会
お店屋さんごっこ
豆まき大会
保育参観・面談
ひなまつり・お誕生会
お別れ会・修了式

※ 身体測定・避難訓練・園外保育（手づくり弁当日）…毎月実施
※ 年2回 内科健診・歯科保健教室 年1回 歯科検査・尿検査

◆ 保 育 時 間 ◆

- ◎ 開所時間
- ・平 日 7時00分～18時
 - ・土曜日 7時00分～18時（弁当持参です。）
- ◎ 休日 日曜日・国民の休日・年末年始等



(新入児の場合) 集団生活に無理なく慣れるために、1週間ほど『ならし保育』を行っています。
※子どもによっては、ならし保育の期間が異なる場合があります。

◆保育所の一日『デイリープログラム』◆

乳 児	時 間	幼 児
* 早朝保育 * 朝の視診（出席確認） * 自由あそび * 排泄・おむつ交換 * おやつ * 幼児体操・リズムあそび * あそび * 排泄・おむつ交換 * 給食 * あそび・午睡準備 * 排泄・おむつ交換・午睡	7時 9時30分 10時 11時 12時30分 13時 14時30分 15時 18時	* 早朝保育 * 朝の視診 * 自由あそび * お集まり（出席確認） * ふれあい活動（体力あそび） * 休息 * クラス活動  * 給食準備・給食 * 歯磨き・休息 * 午睡準備 （紙芝居・絵本の読み聞かせ） * 午睡 * 起床・身支度・おやつ * さよならの集会 * 自由あそび * 順次降所

※行事等によっては、1日のプログラムが変更されることがあります。

◆ 給 食 ◆



- 楽しい雰囲気の中で、望ましい食習慣が身につくよう心がけています。
- 子どもにとって安全な食品を安心して使用し、旬の食材・素材を大事にした食事をつくります。
- そしゃく力を強め、骨を丈夫にし、成長発達と健康増進につとめます。
- 副食やおやつは手作りをモットーとして、地産地消を多く取り入れるよう心がけています。
- 様々な体験を通して、郷土食を知ったり「命を食べて命をつないでいる」ことを知り、感謝の心や思いやる心を育てます。
- 献立表や給食だよりの中で、家庭で役立つ食生活情報や料理の紹介、献立の展示などを行い、家庭とのコミュニケーションを図っています。
- 食物アレルギー児への対応を行っています。

- * 0・1・2歳児は完全給食です。
- * 3歳児以上児は、副食（おかず）がです。主食（ごはん）を持たせて下さい。
- * おやつ 3歳未満児～午前・午後2回 3歳以上児～午後1回



令和4年10月献立例（一部）

日	曜	献 立 名					おやつ	
		主 菜	副 菜	汁物	デザート	未満児主食	朝 未満児	3時全員
17	月	豚肉の生姜焼き	ポテトサラダ	白菜みそ汁	梨	ごはん	牛乳	牛乳・ ジャムサンド
18	火	餃子風春巻き	春雨とキャベツの中華和え	もやしみそ汁	いちご牛乳かん	ごはん	牛乳	牛乳・ ココアマフィン
19	水	柳川風煮	ツナサラダ	えのきみそ汁	オレンジ	ごはん	牛乳	牛乳・ ふかし芋
20	木	酢鶏	青菜の納豆和え	キャベツスープ	カルピスゼリー	ごはん	牛乳	牛乳・ 焼きおにぎり
21	金	りんごカレー	ほうれん草とえのきのお浸し	スープ	バナナ	ごはん	牛乳	牛乳・ チョコパン
22	土							
24	月	鱈の竜田揚げ	マカロニサラダ	大根みそ汁	梨	ごはん	牛乳	牛乳・ あんバターサンド
25	火	キャベツの味噌炒め	ちくわのマヨネーズあえ	じゃが芋みそ汁	パイ	ごはん	牛乳	牛乳・ きな粉蒸しパン
26	水	ミートボール	ほたてサラダ	もやしみそ汁	ぶどうゼリー	ごはん	牛乳	牛乳・ みそネーズおむすび
27	木	鶏肉のから揚げ	フレンチサラダ	じゃが豚汁	バナナ	ごはん	牛乳	牛乳・ ジャムパン
28	誕生日会	オムライス ウインナーソテー ブロッコリー チキンコンソメスープ マスカット ケーキ					牛乳	牛乳・ ミニスナック
29	土							
31	月	五目納豆	キャベツのジャーマン煮	もやしみそ汁	パイ	ごはん	牛乳	牛乳・ お好み焼き

下郷町しもごう保育所

- ◆所在地 下郷町大字豊成字林中6 1 1 0番地3
- ◆事業主体 下郷町
- ◆沿革
- ・平成8年3月 町議会において保育所設置を決議。
 - ・平成9年2月 保育所整備協議書を県に提出、6月設置許可される。
 - ・平成9年8月 保育所建設着工。
 - ・平成10年3月 保育所完成。
- 公立保育所定員120名として認可される。

◆園児及びクラス編成（令和6年度）

★定員 120名

★クラス編成	*ひよこ組	0・1歳児
	*うさぎ組	2歳児
	*かぜ組	3歳児
	*にじ組	4歳児
	*そろ組	5歳児

★職員	所長	1名
	主任保育士	1名
	保育士	12名
	保育補助	1名
	栄養士	1名
	調理員	3名
	支援センター職員	2名

★特別保育事業

- ・乳児保育（7ヶ月児から）
- ・障がい児保育
- ・一時保育
- ・地域子育て支援センター

（TEL 0241-69-1135 FAX 69-1136）



下郷町湯野上保育所

- ◆所在地 下郷町大字湯野上字杉ノ内乙502番地1
- ◆事業主体 下郷町
- ◆沿革
 - ・昭和43年3月 町議会において保育所設置を議決。
 - ・昭和43年7月 保育所整備協議書を県に提出、同月設置許可される。
 - ・昭和43年9月 保育所建設着工。
 - ・昭和44年2月 保育所完成。
 - ・昭和44年4月 公立保育所定員60名として認可される。
 - ・平成 5年3月 保育所改築完成。
 - ・平成 8年4月 公立保育所定員90名に変更認可される。
 - ・平成10年4月 公立保育所定員60名に変更認可される。

◆園児及びクラス編成（令和6年度）

★定 員 60名

★クラス編成 *ひよこ・うさぎ組 0・1・2歳児
 *かぜ・にじ組 3・4歳児
 *そら組 5歳児

★職 員 所 長 1名
 主任保育士 1名
 保 育 士 6名
 調 理 員 2名

★特別保育事業 ・乳児保育（7ヶ月児から）
 ・障がい児保育
 ・一時保育

（TEL・FAX 0241-68-2315）



保育の必要性の認定事由

保護者の状況		保育の必要性の事由	支給認定の有効期間
1	就労	保護者が家庭内外で月48時間以上仕事をしている場合（就職が内定している場合も含む。）	最長3年 （就学前まで）
2	妊娠、出産	母親が妊娠・出産前後で安静が必要な場合	出産予定日から前6週間、後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
3	保護者の疾病等	保護者が病気、負傷又は心身に障がいがある場合	最長3年 （就学前まで）
4	同居親族の介護等	同居親族（長期間入院等している親族を含む。）を常時介護又は看護している場合	最長3年 （就学前まで）
5	災害復旧への従事	火災、風水害、地震等の災害の復旧に当たっている場合	最長3年 （就学前まで）
6	求職活動	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合	最長90日が経過する日が属する月の末日まで
7	職業訓練等	保護者が学校、職業訓練校又は専修学校等に通学している場合（自動車学校、自宅学習や趣味の講座・カルチャーセンターは不可）	卒業・修了予定日が属する月の末日まで
8	児童虐待・DV	児童虐待（おそれも含む。）又は配偶者からの暴力	最長3年 （就学前まで）
9	育児休業	育児休業時に、既に保育施設に入所している児童が引き続き利用する必要がある場合のみ	育児休業の期間
10	その他	町長が認める前各号に類する状態にある場合	必要と認める期間

※注1 両親以外の方（祖父母等）が保育できるときは、優先順位が下がります。

※注2 虚偽申請の事実が判明した場合、退所していただくことがあります。

保育所徴収金基準額表

[単位：円]

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			徴収金基準額 (短時間保育)	
階層 区分	定義		2歳未満児	2歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)		0 (0)	0 (0)
第2	市町村民税 非課税世帯		0 (0)	0 (0)
第3	市町村民税 所得割課税額が 次の区分に該当 する世帯	48,600 円未満	13,700 (13,500)	0 (0)
第4		48,600 円以上 97,000 円未満	21,000 (20,700)	0 (0)
第5		97,000 円以上 169,000 円未満	31,200 (30,700)	0 (0)
第6		169,000 円以上 301,000 円未満	42,700 (42,000)	0 (0)
第7		301,000 円以上 397,000 円未満	56,000 (55,100)	0 (0)
第8		397,000 円以上	72,800 (71,600)	0 (0)

- ※ 利用者負担額における年齢区分は、年度の初日の前日の満年齢が基準となります。
- ※ 令和元年10月から、3～5歳児の全世帯と0～2歳児の住民税非課税世帯の利用者負担額が無償化されました。下郷町ではさらに町独自の拡充策として、2歳児の全世帯についても無償化としています。
- ※ 世帯内に同時入所の兄弟姉妹がいる場合、2人目は「半額」、3人目は「無料」になります。ただし、町民税所得割額55,700円未満の世帯については第1子の年齢にかかわらず、第2子は「半額」、第3子以降「無料」です。
- ※ 前年度の収入額確定に伴う利用者負担額の切り替えが、毎年9月にあります。
- ※ 短時間認定に係る延長保育料について

支給認定により、保育短時間と認定された方が、標準時間と同じ時間帯を利用する場合は延長保育料が発生します。

7：00～8：30の利用	1回につき300円
16：30～18：00の利用	1回につき300円



